

## 岡山市立岡山中央中学校 P T A会則

### 【第一章 総則】

第1条 本会は、岡山市立岡山中央中学校P T A（以下、本会という）と称する。

第2条 本会の事務所は、岡山市立岡山中央中学校（以下、本校という）におく。

第3条 本会は、本校生徒の保護者と本校の職員を以て組織する。

### 【第二章 目的及び事業】

第4条 本会は、保護者・職員一体となり、会員相互の研修に努めるとともに、本校教育の充実発展を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭の連絡に関すること。
- (2) 教育環境の充実・改善に関すること。
- (3) 会員および生徒に有用な講習・講演・映画等の行事に関すること。
- (4) 学校内外における生徒の生活向上に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要と認められることがら。

### 【第三章 組織及び役員】

第6条 本会は、総務部と次の専門部をおく。

学年部・文化部

- (1) 専門部とは別に事業協力員（ふたばちゃんクラブ）を設置する。
- (2) その他、必要に応じ、委員会を設置することができる。

第7条 本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	4名以上（副校長もしくは教頭を含むことがある）
監事	2名
評議員	若干名

第8条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長・副会長は、評議員会において推薦し、総会にはかり決定する。
- (2) 監事は、評議員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 評議員は、各学年より選出する保護者とする。なお、若干名を本校職員から選出する場合もある。

第9条 役員任期は、1カ年とする。ただし再任をさまたげない。

第10条 役員職務は、次のごとく定める。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 会長は、本会の軽微な案件に関して専決する権限を有する。専決規程については施行細則に定める。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 監事は、会計監査の任にあたる。評議員は、評議員会を組織し、会務及び事業を実施する。

第11条 本会に顧問をおくことができる。この場合、会長がこれを委嘱する。

### 【第四章 会議】

第12条 総会は年1回以上開催し、会長が召集し、次の事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 役員選出に関する事項

第13条 総会ならびに各種会議は構成員の過半数以上の出席をもって成立し、総会の決議は出席者の過半数をもって決する。なお、委任状提出者は出席とみなす。

第14条 評議員会は、必要に応じ会長が召集する。（年1回総会前に召集することを常態とする。）

**【第五章 会計】**

第15条 本会の費用は、会員の拠出金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**【第六章 付則】**

第17条 本会則施行について必要な細則は、総務部会にて決定する。

第18条 この会則は、平成15年4月1日からこれを実施する。

この会則は、平成15年5月20日に一部改訂する。

この会則は、平成24年5月17日に一部改訂する。

この会則は、平成26年5月7日に一部改訂する。

この会則は、平成27年5月12日に一部改訂する。

この会則は、平成28年5月18日に一部改訂する。

この会則は、平成29年5月16日に一部改訂する。

この会則は、平成30年5月29日に一部改訂する。

この会則は、令和3年4月1日に一部改訂する。

この会則は、令和5年3月16日に一部改訂する。